★児童扶養手当の現況届を忘れずに



※児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。該当の方は7月末にお送りする 通知をご覧いただき、必要書類をお持ちのうえ、手続きにお越しください。なお、所得制限により手当が全部支給停 止の方も手続きが必要です。

【受付期間】8月2日(月)~31日(火) 8:30~17:15 ※土・日・祝日を除く

【受付場所】・子ども福祉課(駅前ビル EAGA2 階 市立保健センター内)☎ 31-0243

・美都総合支所地域振興課 ☎ 52-2312 · 匹見総合支所地域振興課 ☎ 56-0302

※児童扶養手当とは

父母の離婚や父または母が死別、一定の障がい、生死不明、1年以上遺棄、拘禁、裁判所からのDV保護命令、 未婚で出生などにより、18歳に到達した年度の3月31日(児童が心身に中度以上の障がいのある場合は20歳 未満)までの間にある児童を養育している父・母、または養育者に支給されます。

申請には戸籍謄本ほか添付書類が必要です。

※児童扶養手当現況届の受付期間中に、「無料養育費相談会」「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」 を開催します。詳細は児童扶養手当現況届の通知に案内文を同封していますので、ご確認ください。

★ひとり親家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父の就労を支援するため、下記の2種類の給付金を支給します。いずれも所得制限 や過去における受給の有無などの支給要件がありますので、事前相談が必要です。詳しくは、問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が医療事務やホームヘルパーなど指定の教育訓練を受講し、修了した場合、 経費の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士などの専門的な資格を取得するため、1年以上(令和4年3月31日までに就業する場合は6 カ月以上)養成機関で修業する場合、一定期間給付金を支給します。

★子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の 支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

【支給対象者】 以下の①~③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ⇒ 申請不要
- ②公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ⇒ 申請必要 ※公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準 となっている方 ⇒ 申請必要

【支給金額】 児童1人当たり一律5万円

【申請期限】 令和4年2月28日(月)

※上記「支給対象者」の①に該当する方は申請不要です。

※申請書の様式等は、市ホームページに掲載しています。

「ひとり親世帯以外の子育て世帯」の生活を支援するため、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当 の収入となった方も給付金の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

【問い合わせ先】 市子ども福祉課 ☎ 31-0243